

# ロシアにおける特許権早期取得のテクニック

Gorodissky and Partners

Yury Kuznetsov  
(パートナー)



Gorodissky and Partnersはモスクワに拠点をおくロシア最大の知財専門事務所である。140を超える弁理士、弁護士を擁し、国際的なサービスを提供している。Yury Kuznetsov氏は1999年にGorodissky and Partnersに入所し、現在は事務所の特許部門長である。コンピュータ、半導体、回路、レーダーなどの分野を広範に扱っている。

特許により保護されるべき技術革新の進歩が非常に速くなっていることを考慮すれば、特許の早期取得は非常に困難だが重要な課題である。審査の質が損なわれない限り、特許の早期取得は企業にとって非常に魅力的なものである。一方、迅速な審査のためには、審査官の増員を必要とする。十分な審査の質と限られた人的資源との間でバランスを保ち、早期審査の質を保証するために、特許庁が最も多く採用するアプローチは、早期審査について要求する手数料を実質的に引き上げるか、特定の発明（たとえば環境保護や省エネルギー化に役立つ技術に関連する発明）のみについて審査の迅速化を認めるかのいずれかである。国際レベルでは、審査の迅速化は主として二国間もしくは多国間の協定によって提供される。これら協定の本質は、締約国の特許庁において同一ファミリーに属する特許出願を審査する際に、審査官の作業の重複を避けることにある。今日、国際レベルで最もよく利用されている迅速化は、特許審査ハイウェイプロジェクト（PPHプロジェクト）である。このプロジェクトでは、ある締約国の特許庁が発行した肯定的な調査結果（PCT-PPHの場合）もしくは審査結果に基づき、他の締約国における審査を迅速化することができる。

歴史的に、早期審査の導入は、ロシア特許庁が非常に長い論議の後で部分的にしち解決してこなかった。早期審査が完全な形で導入されたことはこれまでない。早期審査の必要性に関する議論は実に長いもので、早期審査に対する賛成派と反対派の両陣営によって活発な主張が展開された。早期審査導入の賛成派は、政府から助

成を受けているか政府契約の下で仕事をしている企業で、これら企業は、政府が資金を提供したイノベーションの発展に関する権利が保証されたことを確認するものとして、特許発行を一刻も早く報告する必要があった。早期審査導入の反対派の中には政府官僚が多くいた。これら反対派は常に、余分な料金や手数料を支払う能力があるか否かに関わらず、政府の資金に関係しているか否かを問わず、特許審査に関係する国のサービスがあらゆる出願人に平等に提供されることを重視していた。

とはいえ、ロシア特許庁において曖昧な形で早期審査が行われていた時期があった。このような疑似的な早期審査は、1996年11月に導入された「特許情報サービスに関する暫定料金表」に基づいて実施され、2006年に暫定料金表が改正されるまで存続していた。この料金表に従い、出願人は、特許庁の調査について1か月、2か月、3か月の3つの調査期間の中からいずれかを選ぶことができた。係属中の出願の審査と前記料金表との関係ははっきりしていない。暫定料金表に基づく調査サービスに関する契約の規定は、特許性を否定される主題に関して、審査官が調査を差し控えることを定めているだけであった。だが実際には、この調査により肯定的な結果が得られた場合、特許庁はその結果を、調査対象の発明がすぐにでも特許付与可能なものである示唆として解釈していた。外国の出願人もロシア国民と同様に暫定料金表を利用することが認められていたにも関わらず、この料金表に基づく迅速化は主としてロシア国民の出願人によって利用されていた。

2006年に暫定料金表の適用が打ち切られた後、国内の出願人が審査の迅速化を求めるための制度はまだ提供されていない。一方、ロシアがPPHプロジェクトに参加したことで、外国の出願人には特許出願の審査を迅速化する機会が与えられることとなった。特に日本国特許庁（JPO）は2009年4月に「特許審査ハイウェイ試行プログラムの開始」についてロシア特許庁と合意を交わした最初の特許庁となった。それ以来、ロシア特許庁は引き続きPPHプロジェクト発展のあらゆる段階を経て、今日では「グローバルPPHプロジェクト」に参加している。ロシア特許庁への出願がなされた時点でPPHプログラムへの参加による恩恵が当該出願に適用される条件は、同プログラムに参加している他の特許庁（先行庁）に提出された

当該出願に対応する特許出願に含まれる1以上のクレームについて、肯定的な特許性判断が示されているか（PPH、PPH-MOTTAINAI、グローバルPPHによる手続の場合）、国際調査期間の見解書もしくは国際予備審査機関の見解書に特許性に関する肯定的な結論が示されていること（PCT-PPHおよびグローバルPPHによる手続の場合）である。ロシア特許庁は、実体審査がまだ開始されていない出願について、PPHに基づく審査の適用を認める。PPHに基づく早期審査を開始させるためには、出願人は以下の(a)~(e)の書類を提出が求められる。

(a) PPHに基づく審査を求める申請書

(b) 対応する出願（PPHに参加している特許庁により特許性に関する肯定的な結論が示された出願）のクレームとロシア特許出願のクレームとの関係を示す請求項対応表

(c) 特許可能と判断された対応する出願のクレームのコピーおよび翻訳

(d) 対応する出願を審査した特許庁によるすべてのオフィスアクションのコピーおよび翻訳（機械翻訳で十分である）、ただし提出が要求されるのは、ロシア特許庁が使用している PPH データベース経由で入手できない場合に限る

(e) 特許文献以外の引用文献のコピー（上と同様、データベースから入手できない場合）

日本人の出願人による多数の出願を PPH 方式で処理してきた著者の経験によれば、PPH プロジェクトにより JPO から優れた情報サポートが確実に提供されるため、請求項対応表と対応する出願のクレームの翻訳以外の書類をロシア特許庁が要求することは極めて稀である。PPH を利用する場合に追加料金や特別料金は必要ない。PPH に基づく審査では、最初の実体的な通知（拒絶理由通知または特許認可の決定）の発行は当該審査の開始日から6か月以内である。実際には、多くの出願に関して、審査開始から2か月ないし3か月以内に最初の実体的な通知が発行されている。今日では、国外の出願人がロシア特許庁に係属中の出願の特許審査を迅速化させるための確実な方法は、PPH の利用のみである。

ロシア特許庁が現在検討している審査迅速化に関する構想について簡単に紹介する。ロシア特許庁は、早期審査が導入される可能性について何らかの具体的な見

通しを直接示していないが、現行の「政府料金表」の改正に関する構想から、ロシア特許庁が出願人の希望に応じて手続を迅速化する一定の機会を提供しようとしていることが見て取れる。具体的に「政府料金表」の改正案は次のような審査料金体系を新たに導入している。

(a)審査手数料は出願日に支払うことができ、この料金の納付により審査開始日から7か月以内に調査報告書が発行されることが保証される

(b)前項(a)に定める場合を除き、審査手数料は、出願日以降、法に定める36か月の特許審査請求期間が満了するまでの任意の時点で支払うことができ、この料金の納付により審査開始日から12か月以内に調査報告書が発行されることが保証される。

これらの料金体系は出願人に納付時期を選択する機会を与えるが、審査手続の迅速化に直接関係するものではなく、調査報告書が最短期間で公開されれば特許付与に関する決定も最短期間で発行されるだろうと推定することができるというだけである。「政府料金表」の改正案については現在討議が行われており、その施行日がまだ明らかになっていないだけでなく、2種類の審査手数料の導入に関する上述の構想が採択され、現実に実施されるか否かも判然としない。だが、幸いなことに、ロシア特許庁は審査の迅速性を重要な基準と見なしていることを否定するような材料も存在しない。従って、たとえ上述の構想が全く実現しなくても審査は今後迅速化されていくだろうと予想することができる。

いずれにせよ、今日の時点では、発明に関するロシア特許の取得に向けて自らの特許出願を迅速に審査させたいと考える日本の出願人に対して推奨できる早期審査の方法は、PPH審査のみである。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)